

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 片 田 範 子

「特定行為に係る看護師の研修制度(案)について」

チーム医療推進会議報告書案について

「第 18 回チーム医療推進会議」において厚生労働省から提案される「特定行為に係る看護師の研修制度について(案)」(以後、厚生労働省案と略す)に関しては、今後の方向性について深く憂慮するものであり、ここに意見を述べますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

今回の厚生労働省案に基づく法制化については賛成とは言えず、さらなる検討を要望する。研修制度(案)の概要は第 17 回で初めて提示され、ワーキンググループにおいても実質的な討議は為されていない。法制化は、特定行為および研修制度についての検討が十分に為された後に行われるべきものであると考える。

理由は以下のとおりである。

- 1) 本会議がスタートした時点とこの度の厚生労働省案は大きく乖離している。しかし、法制化すべきとの論議が先立ち、研修制度のあり方、内容等が十分に討議されていない。
- 2) 「特定行為」についても、現在調整中の段階である。
- 3) 既に制度として発展・定着し、医療の質の向上に貢献している「専門看護師」「認定看護師」との関連に関する討議が不足したまま法制化論議に至っている。

今後への提案：

看護界では、90 年代半ばに「専門看護師」や「認定看護師」を制度化した。日本看護系大学協議会は専門看護師の教育課程認定並びにその教育を実施し、日本看護協会が能力認定を行って専門看護師の質を保証してきた。チーム医療を推進するための看護師の役割拡大については、既に日本学術会議から公表されている「高度実践看護師制度の確立に向けてーグローバルスタンダードからの提言ー(2011)」を考慮に入れながら検討を続けるよう提案する。